

川崎競輪場内売店使用者募集要項

川 崎 市

(令和7年6月)

目 次

1	募集の目的	1
2	募集する売店の概要	2
3	応募者の資格要件	2
4	選定における評価項目	3
5	売店の利用条件等	3
6	使用期間等	4
7	施設の見学	4
8	応募（申請）手続等	4
	（1）募集期間等	4
	（2）申請方法・申請先	4
	（3）提出書類	5
	（4）募集要項等に関する質問の受付	6
9	選定方法等	6
	（1）選定の概要	6
	（2）選定方法	6
	（3）選定の流れ	7
10	募集・選定等に係る留意事項	8
	（1）費用の負担	8
	（2）提出書類の取扱い	8
	（3）応募資格の喪失等	8
11	選定後の予定	9
12	担当部課（問い合わせ先）	9

川崎競輪場内売店使用者募集要項

1 募集の目的

川崎市（以下「市」という。）は、川崎競輪場（西スタンド）の空き店舗について売店使用希望者（以下「売店使用者」という。）を公募により選定します。

売店使用者は、川崎競輪場の来場者及び富士見公園の利用者等に対し、そのニーズに合う飲食の提供や物品の販売を行い、常に集客のためのサービス向上に努めるものとします。

※川崎競輪場の位置については別紙1 参照



川崎競輪場 メインスタンド・西スタンド 概要

	メインスタンド	西スタンド
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート造6階建	鉄骨造3階建
延 べ 床 面 積	12,452㎡	5,676㎡
店 舗 数	1店舗（物品販売店1）	10店舗（飲食店7・物品販売店3）

2 募集する売店の概要

現在、募集対象の売店は別紙2「現在募集する売店の概要」のとおりです。

3 応募者の資格要件

応募者は、川崎市競輪場内売店使用条例（以下「条例」という。）、川崎市競輪場内売店使用条例施行規則（以下「規則」という。）、及び川崎市競輪場内売店管理運営要領（以下「要領」という。）に基づき、以下の条件をすべて満たす必要があります。

(1) 次のアまたはイいずれかに属すること。（条例第2条）

ア 本市の区域内において飲食店又は小売業を営む者

イ アに掲げる者のほか、飲食店又は小売業を営み、かつ、本市の区域内に住所（法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所）を有する者

(2) 募集の目的を理解し、売店の営業意思、能力及び資力を有することが見込まれる者であること。

(3) 個人にあっては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。（規則第2条第2項第4号）

(4) 法人にあっては、破産手続開始の決定を受けた者でないこと。

(5) 市町村税に滞納がないこと。

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。（規則第4条第1号）

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。

(8) 条例第12条第1号から第7号まで又は第10号のいずれかに該当すると認められたことにより条例第2条の使用許可の取消しを受けた日から2年経過していない者でないこと。（規則第4条第2号）

(9) 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第55条により、営業許可の取消し若しくは営業の禁止の処分を受けた者又は営業の停止の処分を受け、その期間を経過していない者でないこと。

(10) その他売店使用者として不適当と認められる事由がないこと。（規則第4条第3号）

4 選定における評価項目

売店使用者の選定にあたっては、特に次の評価項目を重視します。

(詳細については、別紙3「売店使用者選定における評価項目」参照)

- (1) 店舗運営の体制・形態等
- (2) 競輪事業の活性化策及び富士見公園との調和の視点
- (3) 商品・サービスの内容
- (4) その他、当該売店の独自性、アピール事項、優位性のあるもの等

5 売店の利用条件等

- (1) 売店の営業は、競輪開催日(本場開催日及び場外発売日)とし、競輪場来場者及び公園利用者に対して利便性を図ることとします。

原則として売店使用者は、競輪開催日の過半は営業を行うこととします。

なお、やむを得ず休業する場合には、前々月末日までにその旨を届け出る必要があります。

また、イベントの開催等、市が特に指定した日については可能な範囲で営業協力を行うこととします。

[参考：令和6年度の競輪開催日数及び入場者数]

	開催日数	入場者数
競輪開催日	306日	362,249人

- (3) 競輪開催日の営業可能時間は原則として、競輪場の開門時から最終レース発走までとします。主に次の時間帯となります。

開催形態	営業可能時間	備考
本場開催(昼間)及び 場外発売(昼間)	10:00～ 16:30頃	開催により終了時間が10分程度前後します。
本場開催(ナイター) 及び場外発売(ナイター)	14:30～ 20:30頃	
昼間の開催等とナイター の開催等の併売	10:00～ 20:30頃	

- (3) 販売する飲食物について、缶・ビンによる販売は禁止とします。ただし、紙コップ等に移すことによる販売は可能です。

ペットボトルを販売する場合は、売店内に必ず専用のゴミ箱を設置し、適切な廃棄処理を行ってください。

- (4) 酒類の販売については、別途届出が必要となります。
- (5) 使用する店舗内以外の場所に陳列棚や看板等を置くことは原則として禁止します。
- (6) 施設内に設置されている機器以外の備品等については、自己負担により、設置していただきます。なお、模様替え又は特別の設備を付設しようとするときは別途許可が必要となります。

- (7) 売店営業に伴う電気・水道料金については、市が需給契約する者から供給を受けるものとし、計量器により使用実績に応じて負担していただきます。
(ガスに関しては、個別契約となります。)
- (8) 売店内の清掃及びごみ等の廃棄物については、市の指導に従い、適切な処理を行ってください。
- (9) 条例の施行に必要な限度において、売店の使用の状況その他必要な事項について、市の職員が、売店使用者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は売店使用者が使用する売店に立ち入り調査することがあります。
- (10) 売店を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することを禁止します。
フランチャイズ方式により営業を行う場合、フランチャイザー（本部・本部企業）がフランチャイジー（加盟店・加盟者）に対して売店を使用する権利の転貸を行うことはできません。

6 使用期間等

原則1年間とし（更新は可）、使用開始年度については、使用許可をした日に関わらず当該年度の3月31日までとします。

ただし、条例等に違反した場合や市が工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により施設を利用できなくなったときは許可を取消す場合があります。

7 施設の見学

応募される場合は、必ず事前に競輪場施設の見学をしていただきます。見学される場合は、下記申請先まで御連絡ください。

8 応募（申請）手続等

(1) 募集期間等

応募（申請）を受け付ける期間及び時間は次に掲げるとおりです。

募集期間：令和7年6月9日（月）～令和7年6月30日（月）
受付時間：土・日・祝日を除く毎日、午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く。）
※締切日までに応募がない場合は、1か月毎募集を継続します。

(2) 申請方法・申請先

持参・郵送に限ります。

申請先：川崎市経済労働局公営事業部総務課施設係
住 所：〒210-0011
川崎市川崎区富士見2丁目1番6号 川崎競輪場内
電 話：044-211-7082

(3) 提出書類

応募（申請）にあたっては、次により書類を提出してください。なお、市が認めた場合は、追加資料の提出を求めています。

ア 応募者が法人の場合

書 類 名	内 容	提出部数
川崎市競輪場内 売店使用者募集 申込書	様式 1	1 部
商業・法人登記簿 謄本	履歴事項全部事項証明書（発行後 6 箇月以内のものに限る。）	
印鑑証明書	印鑑証明書又は印鑑登録証明書（発行後 3 箇月以内のものに限る。）	
定款	最新のもの	
企業概要	企業の概要がわかるもの（パンフレット等）	
決算書	提出の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は活動計算書並びに附属明細書	
納税証明書（市町村税等）	提出の日の属する事業年度の前事業年度における法人住民税（市区町村）又はこれに相当するものの納税証明書	
営業に関する資格・免許等の写し	飲食店営業等に必要な資格・免許等の写し例）調理師免許証等	
事業計画書（売店 使用許可申請エ ントリーシート）	別紙 4	
川崎市暴力団排除 条例に係る誓約書	別紙 5	
フランチャイズ 契約の概要（フラン チャイズ方式 で営業を行う場合 のみ提出）	フランチャイズ方式で営業を行う場合は、フランチャイズ契約の概要を提出してください。 概要にはフランチャイザー（本部・本部企業）及びフランチャイジー（加盟店・加盟者）の具体的な責任の所在（事故発生時の補償における責任の所在を含む。）を示すものとします。	

イ 応募者が個人の場合

書 類 名	内 容	提出部数
川崎市競輪場内売店使用者募集申込書	様式 1	各 1 部
住民票の写し※	応募者の住民票の写し	
印鑑登録証明書※	印鑑登録証明書	
納税証明書（市町村税等）	提出する日の属する年の前年における住民税（市区町村）の納税証明書	
身分証明書※	破産者等でないことの証明書（本籍地の市区町村長が発行したもの）	
営業に関する資格・免許等の写し	飲食店営業等に必要な資格・免許等の写し 例）調理師免許証等	
確定申告の際の提出書類一式	提出する日の属する年の前年における貸借対照表及び損益計算書又は収支内訳書	
事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）	別紙 4	
川崎市暴力団排除条例に係る誓約書	別紙 5	

※いずれも提出時点で発行後 3 箇月以内のものに限る。

（４）募集要項等に関する質問の受付

本募集要項に関する質問は随時受け付けますので、本要項の「12 担当部課」までお問い合わせください。

9 選定方法等

（１）選定の概要

市は、「川崎競輪場内売店使用者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募者の応募資格や売店営業に関する提案について審査を行い、売店使用者の選定を行います。市は、選定された事業者に対し、当該売店の使用許可を行います。

（２）選定方法

選定委員会においてすべての提案を総合的に評価のうえ、売店使用者の選定を行い、市が売店使用者を決定するプロポーザル方式とします。

なお、応募受付から選定までの間に、応募者又はそれと同一と判断される団体等が、選定委員会委員等に面談を求め、応募者の PR 資料等を提出すること等により、自らを有利に、又は他の者を不利にするように働きかけることを禁じます。

(3) 選定の流れ

選定は、次の流れにより実施します。

ア 応募資格等に係る確認（申請の形式的要件に係る確認）

市は、受け付けたすべての提出書類を対象として、本募集要項「3 応募者の資格要件」について確認し、要件を欠く場合には速やかに通知を行い、提出書類を返却します。

イ 事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）に係る審査

選定委員会ではアの形式的要件確認で失格とされた者を除くすべての応募者の事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）を審査します。

ウ 応募者のプレゼンテーション等

審査においては、応募者がプレゼンテーションを行う時間を設けますので、出席をお願いします。プレゼンテーションの内容については次のとおりとします。

対象者：アの形式的要件確認で失格とされた者を除くすべての応募者
時 間：15分程度（質問時間5分程度を含む）
出席者：3名まで
内 容：事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）の補足説明、アピールポイント

※提出書類以外にプレゼンテーションを行ううえで必要となる資料については、応募者が用意するものとします。

※日時等詳細については、事前に連絡・調整します。

エ 売店使用者の選定

選定委員会では、別紙3「売店使用者選定における評価項目」に基づき事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）及びプレゼンテーション内容を審査し、応募の売店ごとに最も高く評価された応募者を売店使用者とします。

ただし、一定の適格性を充たす応募者がいないときには、売店使用者を選定しない場合があります。

オ 選定結果の通知・公表

市はアの形式的要件確認で失格とされた者を除くすべての応募者に対して、選定結果を選定委員会開催後、様式2「川崎競輪場内売店使用者選定結果通知書」にて速やかに発送し、売店使用者については市のホームページにて公表を行います。

10 募集・選定等に係る留意事項

(1) 費用の負担

応募及び選定、使用許可の手續などに要する費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類に記載された個人情報、売店使用者の選定、審査、その他の出店手續を実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。

イ 市は、選定委員会等に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、提出書類の全部又は一部（個人情報を含む。）を提供します。

ウ 審査に使用された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 市が提示する本募集要項等の著作権は市に、応募者が提出した書類等の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。

オ 市は、出店手續に係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手續の経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て事業計画書（売店使用許可申請エントリーシート）の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

カ 提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

(3) 応募資格の喪失等

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外し、もしくは売店使用者の選定を取り消す場合があります。

ア 選定委員会の委員又は選定手續に従事する市職員に対し、本件応募について不正に接触する行為その他の公正な手續を妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件応募について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手續において不正な行為があったと市が認めた場合

オ 応募の資格要件を満たしていないことが判明した場合

カ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が売店使用者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めた場合

11 選定後の予定

選定された売店使用者を対象に、次のとおり「売店使用者説明会」を実施します。

日 時：選定結果通知後速やかに実施 ※日時については、選定結果通知と併せて連絡します。
場 所：川崎競輪場 2 階 川崎市経済労働局公営事業部会議室
時 間：30 分程度
内 容：売店の営業開始準備・営業条件等に関する説明・質疑応答

12 担当部課（問い合わせ先）

川崎市経済労働局公営事業部総務課施設係
住所（郵便物送付先）：〒210-0011 川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 6 号 川崎競輪場内
電 話：044-211-7082
F A X：044-233-8262
E - m a i l： 28ksoumu@city.kawasaki.jp
ホームページ： https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000104251.html